

## 学術賞選考規程

### 第1条

本規程は日本統合医療学会学術賞（以下「学術賞」という）授賞者を選考するための手続きを定めるものである。

### 第2条

学術賞選考は、日本統合医療学会（以下、本会という）学術委員会にて行われる。

### 第3条

学術賞授賞者は、毎年1月の設定される募集期間に、本会規定の書式を用いて提出された応募の中から、本会学術委員会にて審査する。

### 第4条

学術賞の応募に際しては、応募者の略歴および業績（A4用紙3頁以内）を提出するものとする。なお、業績には学術論文リストに加え、本会での主な発表履歴を記載する。また、応募には本会理事1名、又は本会会員2名の推薦を要する。

### 第5条

学術委員会は学術大会1ヶ月前までに学術賞授賞者選考の経過ならびに結果について、代表理事に答申する。代表理事は答申結果を理事会に付議し、学術賞授賞者を決定する。選考方法の詳細は別に定める「日本統合医療学会学術賞選考規程細則」による。

### 第6条

本規程の変更は理事会の議を経たのち、総会にて報告するものとする。

## 附 則

この規程は2024年9月16日より施行する。